報告事項

「JAバンク基本方針」の変更について

「JAバンク基本方針」の変更について

定款第40条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容(概要)を以下のとおり報告いたします。

1 「IAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心な J Aバンクをご利用いただくため、「 J Aバンク基本方針」(以下「基本方針」という)では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取り組みと J A バンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取り組み(以下「 J Aバンクシステム」という)を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取り組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取り組みとして、JA・信連(以下「JA等」という)が農林中央金庫(以下 「農林中金」という)に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改 善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取り組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を 行うこととしています。

2 2022 年 3 月 17 日変更の主な内容

2022年3月17日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 早期警戒制度見直しへの対応

JAバンク全体として、金融機関に求められる将来にわたる健全性を確保し、行政による早期警戒制度に適切に対応するため、以下 $a \sim c$ について JAバンク基本方針に定める。

- a JAバンクシステムの基本的方向として、「将来にわたり健全な経営を維持するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む」旨を定める。
- b JAバンク会員の役割として、「金庫は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取り組みを支援する」旨、「信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取り組みを支援する」旨を定める。
- c レベル格付指定基準(財務)に、「行政庁から早期警戒制度に基づく業務改善命令を受けた場合」 を追加する。

(2) 不祥事防止に向けた対応

a 将来にわたる健全性を確保するため、不祥事を起こさない内部管理態勢を確立する観点から、経 営管理を高度化する旨を定める(上記(1) a の措置に含む)。

以上